

# ○国立大学法人上越教育大学執行部連絡会実施要項

(令和3年9月1日学長裁定)

## 1 開催目的等

学長、理事、副学長及び事務局長間の情報共有を図るとともに、必要な協議等を行うことを目的として、国立大学法人上越教育大学執行部連絡会（以下「執行部連絡会」という。）を開催する。

## 2 構成員等

- (1) 学長、理事（非常勤を除く。以下同じ。）、副学長及び事務局長を構成員とする。
- (2) 事務局次長、総務課長（出張等で不在の場合は総務課副課長）、経営企画課長、財務課長及び教育支援課長が原則として陪席する。
- (3) 学長が必要と認めるときは、関係の役職員を出席させることができる。

## 3 開催日時等

- (1) 原則として、毎週水曜日（毎月第2水曜日を除く。）の午前9時30分から「学長室」において開催する。
- (2) 理事、副学長又は事務局長が出張等で不在となる場合であっても、学長が在学であれば原則として開催する。
- (3) 陪席の各課長が出張等で不在となる場合には、特命課長又は副課長が代理して陪席するものとする。

## 4 確認事項

- (1) 執行部連絡会において了承が得られた事項であっても、機関決定を要する場合は、所要の手續（役員会等の承認及び文書決裁）を経るものとする。
- (2) 執行部連絡会を効率的に進行するため、協議事項は定型的なものを除き、可能な限り学長への事前説明を行うものとする。

## 5 進行・協議等概要の報告

- (1) 協議事項及び配付資料の取りまとめ並びに進行は、総務課長（出張等で不在の場合は総務課副課長）が行う。
- (2) 総務課長は、欠席者並びに各課長及び監査室長に協議等の概要を報告する。

## 6 その他

- (1) 学長が必要と認めるときは、執行部連絡会を事務連絡会と合同で開催することができる。
- (2) 執行部連絡会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

## 附 記

- 1 この要項は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 トップ・ミーティング要項（平成27年4月1日学長裁定）は、廃止する。